

税務対策セミナー！ 個人開業、医療法人開業、 知らないと損する税務対策！！

個人事業の場合、1 暦年に得た所得を総合課税と分離課税に区分して計算し、総合課税は所得税等合算税率で、最高 55.945%の高い税率が適用されています。1 日の半分、午前中は税金の為に働いていると言っても過言ではありません。

医療法人の場合、法人事業税の税率は、普通法人より軽減されていますが、年 800 万超の所得に合算税率で最高 33.79%の税率が適用されています。個人事業の場合のよりは低いです。医療法人のメリットを生かした税務対策を行っている先生方は多くありません。

今回、どの様にすれば、納税が圧縮できるのか、個人開業の場合（節税対策と医療法人化）と、法人開業の場合（医療法人の活用）と 2 回に分けて、具体的な手法を含め対策をお伝えいたします。

主催：青森県医師協同組合 後援：公益社団法人 青森県医師会

□第5回医協セミナー：個人開業税務対策セミナー

・日 時：2019年10月26日(土)15:00～17:00
(会場 14:45)

□第6回医協セミナー：法人開業税務対策セミナー

・日 時：2019年11月 9日(土)15:00～17:00
(会場 14:45)

■場 所：県民福祉プラザ 多目的室
10/26：3F 3B、 11/9：2F 2B
青森市中央3丁目20-30 (TEL 017-777-9191)
※第1, 2, 3, 4回セミナー開催場所の、県医師会館、
アピオあおもりからの変更になりますのでご注意ください。
(駐車場有。)

■対 象：医協組合員・医師会会員とご家族

■参加費：組合員およびその医療機関関係者は無料
(当日加入申出も OK です)
非組合員は1医療機関につき、都度3,000円を当日徴収させていただきます。

■定 員：各20名(定員締切になる可能性があるため、お早めにお申し込みください)

■申 込：10月18日(金)までに裏面申込書にご記入のうえ、FAX にてお申込ください。



【講師紹介】

若山 恵佐雄氏 税理士法人 NAVIS 代表社員、株式会社若山経営 代表取締役

一般の税理士業務にとどまらず、中小事業者の経営戦略作りとその実行のサポートに注力している。

中小企業庁の経営革新等認定支援機関として経営力向上計画策定支援、事業承継特例計画策定を通じて、税金対策にとどまらない継がせる者・継ぐ者共に納得できる事業承継を推進している。

関与先の業種は多岐にわたり、医療機関の事業承継・院長ご家族の相続対策支援にも多く実績がある。

必要事項をご記入の上、FAXにてお申込ください。締切：10月18日(金)

FAX 017-757-8779

お問合せ先：青森県医師協同組合
TEL：017-757-8778 (担当：山崎)

申 込 書

参加セミナー	<input type="checkbox"/> 10月26日開催の個人開業税務対策セミナー <input type="checkbox"/> 11月9日開催の法人開業税務対策セミナー (参加希望の□にシ点をお願いいたします。両日参加可。)		
医療機関名			
住 所	〒		
TEL		FAX	
参加者氏名	役 職		
	または 続 柄		

【事前のご質問事項】※ ぜひ聞いてみたい質問項目がありましたらご自由にご記入ください。

--

当日参加できない組合員の方でセミナー資料をご希望の方は○印をお願いします。(無料) ※非組合員への資料の提供は出来ませんのでご了承下さい。	→ <input type="checkbox"/> 10/26 資料を 希望します <input type="checkbox"/> 11/9 資料を 希望します
組合に加入をご希望される方はご案内をお送りさせていただきますので○印をお願いします	→ <input type="checkbox"/> 案内を 希望します